

「請負代金額の変更」に係る積算基準

1. 適用	1
2. 新単価	1
3. 変更単価	9
4. 諸経費	1 2
5. 工事の一時中止に伴う増加費用	1 3
6. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	1 3
7. 災害等に起因する工事費の負担	1 4

令和5年7月

中日本高速道路株式会社

【注意事項】

- (1) 本積算基準に掲載した内容についての質問・問合せには、応じられない。
- (2) 本積算基準の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- (3) 本積算基準を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

「請負代金額の変更」に係る土木工事積算基準について

1. 概要

本積算基準は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」）が発注する土木工事の請負代金額の変更に関する基準を収録したものである。

2. 改正時期

本積算基準は、記載の内容改正の有無に係らず通常7月の年1回の改正とするが、当社が土木工事の請負代金額の変更に関する基準を改正した場合は、本基準の改正を行う。

3. 注意事項

- (1) 本積算基準に掲載した内容についての質問・問合せには、応じられない。
- (2) 本積算基準の全部または一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- (3) 本積算基準を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

1. 適用

本編は請負代金額の変更に係る、新単価、変更単価、諸経費の変更、工事の一時中止に伴う増加費用負担額、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更、災害等に起因する工事の負担額の算出に適用する。

2. 新単価

2-1 定義

新単価とは、土木工事共通仕様書1-34-1に規定するとおり、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき監督員と受注者が協議し新たに定めた単価をいう。

2-2 算出方法

(1) 新単価の算定に用いる労務単価、材料価格及び機械器具経費

- 1) 新単価には、土木工事共通仕様書1-34-2に規定するとおり、既契約単価設定時の労務単価、材料価格及び機械器具経費（以下「単価等」という。）を基礎として算出する新単価と、工事の変更を指示した時点における単価等（以下「時価」という。）を基礎として算出する新単価がある。

(2) 新単価の算出方法

新単価は、下記の図-1に基づき適用単価の時点を定め、下記によって算出するものとする。

1) 時価を基礎として算出する新単価

1) - 1 当該契約に新しく追加する内容ではなく、かつ類似した既契約単価が無い場合（ケースA）

なお、「新しく追加」とは、下記の図-1の※1を参照のこと。

$$P = P_o \times C$$

C : 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額／当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額

[Cは小数第4位（小数第5位を四捨五入）とする。]

（令和4年6月30日までの工事変更指示に適用）

[当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額／当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額の値が0.9未満の場合は0.9とし、1.0を超える場合は1.0とする。]

（令和4年7月1日以降の工事変更指示に適用）

[当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額／当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額の値が0.97未満の場合は0.97とし、1.0を超える場合は1.0とする。]

P : 新単価の発注者設計単価

P_o : 指示時点の積算要領及び単価等により定めた発注者設計単価

1) - 2 当該契約に新しく追加する内容である場合（ケースA'）

$$P = P_o \times C$$

C : 1.0

P : 新単価の発注者設計単価

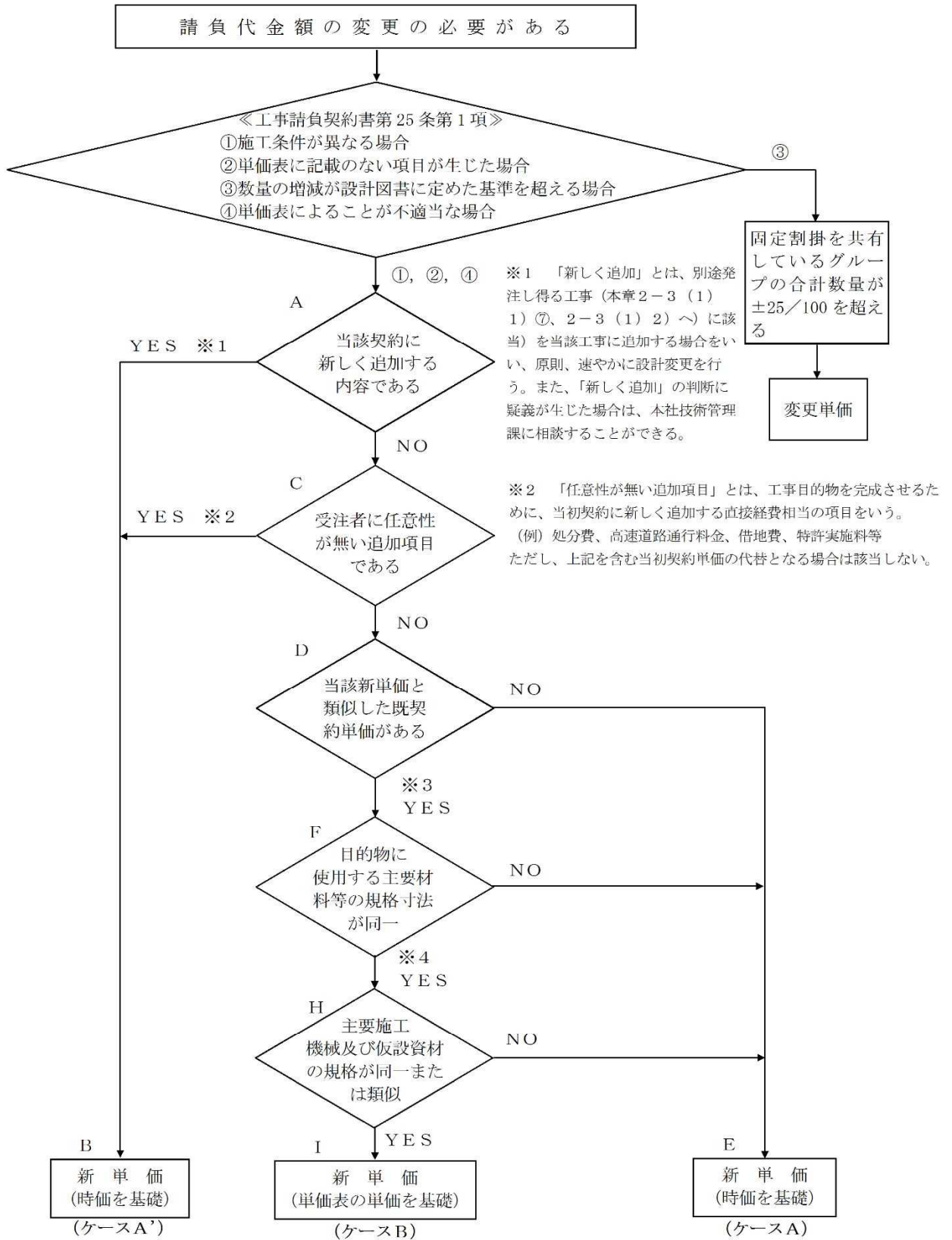
P_o : 指示時点の積算要領及び単価等により定めた発注者設計単価

2) 既契約単価設定時の単価等（当初積算時点の単価等）を基礎として算出する新単価

2) - 1 当初契約に新しく追加する内容ではなく、かつ、類似した既契約単価があり、かつ、目的物に使用する主要材料等の規格寸法及び主要施工機械及び仮設資材の規格が当初契約と同一又は類似の場合（ケースB）

$$P = P_a \times C''$$

- C” : $C'' = P_{bo}' / P_{b}'$
 [C” は小数第4位 (小数第5位を四捨五入) とする。]
 [類似の単価項目が複数ある場合は、各々算出したC” 値の平均とする。]
 [ただし、 P_{bo}' / P_{b}' の値が1. 0を超える場合は1. 0とする。]
- P : 新単価の発注者設計単価
- Pa : 当初積算時点の積算要領及び単価等により定めた発注者設計単価
- Pb’ : 新単価を設定する基となる主要材料等の規格寸法が同一かつ主要施工機械及び仮設資材の規格が同一又は類似の単価項目の当初積算の発注者設計単価
- Pbo’ : 新単価を設定する基となる主要材料等の規格寸法が同一かつ主要施工機械及び仮設資材の規格が同一又は類似の単価項目の当初契約単価



※3 「類似した既契約単価」とは、単価表の項目番号の同一性かつ主要な施工内容等の同一性により判断する。
 ※4 「主要材料等」とは、当該単価の材料及び製品費のうち大部分を占める材料及び製品をいう。

図一 工事請負契約書第25条第1項及び土木工事共通仕様書1-34の運用解釈

(3) 割掛工事費を共有する単価項目を廃止した場合の算出方法

割掛工事費を共有する単価項目を廃止して、この代替として新単価を設定した場合、または設計図書に記載した割掛工事を変更した場合の新単価は、下記により算出するものとする。

1) 共有していた割掛工事費の取扱い

割掛工事費を有する既契約単価に代わって新単価を設定した場合、廃止した既契約単価が共有していた割掛工事費と同様の割掛工事費が必要と認められる新単価には、廃止した既契約単価に含まれていた割掛工事費を、そのまま新単価の割掛工事費として割掛けるものとする。

2) 新たな割掛工事費の取扱い

新単価に、上記1)以外の割掛工事費が必要な場合は、その割掛工事費も新単価に含めるものとする。

3) 割掛工事を変更した場合の取扱い

割掛工事費が複数の既契約単価に共有され、この割掛工事を変更した場合は、新単価項目を設定し、変更に伴う増減金額を調整するものとする。

4) 新単価における割掛工事費の明示

新単価に含まれる割掛工事費は、変更または追加の割掛対象表、もしくは特記仕様書に明示するものとする。

(4) PC工法の変更に伴う新単価

土木工事共通仕様書9-4(3)の規定に基づく新単価は、新単価算出例-2の方法により算出する。

(5) 受注者の選択（都合）による設計図書の変更に伴う新単価

1) 新単価は新単価算出例-3の方法により算出する。

2) 受注者の選択した材料承諾又は施工承諾による金額（受注者の選択した材料又は施工による数量×積算または見積り単価）が発注者の工法による金額（設計数量×既契約単価）より安価となる場合は、受注者にVE提案の手続きについて意思確認を行い、VE提案を行う場合は、「契約後VE方式に係る手続きについて（平成26年10月3日付け中高契第84号/中高技第34号）」に基づく手続きを行う。なお、受注者にVE提案の意思が無い場合は、受注者の選択した材料又は施工による設計単価を算出する。

【参考】図-1に基づく新単価ケース判断事例

新単価	運用解釈		備考
(1) 災害復旧工事の追加	A-B	(ケースA')	別途発注し得る工事
(2) 受入場所が特定される汚染土壌処理費の追加	A-C-B	(ケースA')	受注者に任意性が無い
(3) 高速道路通行料金の追加	A-C-B	(ケースA')	受注者に任意性が無い
(4) 種吹付工を植生基材吹付工に変更(植生基材吹付工と類似した既契約単価が無い場合)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価が無い
(5) 種吹付Aを張芝Bに変更(張芝工と類似した既契約単価が無い場合)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価が無い
(6) コンクリートブロック枠工を吹付のり枠工に変更(吹付のり枠工と類似した既契約単価が無い場合)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価が無い
(7) 砂利道工を簡易舗装工に変更(当初契約に簡易舗装工が無い場合)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価が無い
(8) トンネル増吹付工の追加(サイクルタイムに拘束されない後向き作業)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価が無い
(9) 構造物掘削(特殊部)における自立式締切を切梁式に変更	A-C-D-F-H-E	(ケースA)	主要仮設資材が異なる
(10) 用・排水こうP u L・300・300をP u L・450・450に変更	A-C-D-F-E	(ケースA)	主要材料等が異なる
(11) コンクリートの種別変更(B1-2→B1-3)	A-C-D-F-E	(ケースA)	主要材料等が異なる
(12) トンネル掘削工法(発破→機械)に基づく関連項目の新単価	A-C-D-F-H-E	(ケースA)	主要施工機械が異なる
(13) ロックボルトの長さ変更(L=6m→L=4m)	A-C-D-F-E	(ケースA)	主要材料等が異なる
(14) 場所打ちくい径の変更(φ1.0→1.5)	A-C-D-F-H-E	(ケースA)	主要仮設資材が異なる
(15) 道路掘削のうち土砂が軟岩に変更(土砂F→軟岩A)	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要施工機械は同一
(16) 道路掘削のうち軟岩が硬岩に変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要施工機械は同一
(17) 土取場, 自工区外盛土場の変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(18) 種吹付Aを種吹付Bに変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(19) コンクリート吹付工の厚さを変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(20) のり枠工の中詰を土砂から玉石に変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(21) 用排水こうU・300・300をU・450・450に変更(場所打ち)	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(22) 用排水こうP u L・300・300に基礎材を追加	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(23) トンネル掘削工法(発破→機械)の変更が伴わない岩質の変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要施工機械は同一
(24) 砂利道工の厚さを変更	A-C-D-F-H-I	(ケースB)	主要材料等は同一
(25) 防護柵取替における不用発生材処分の追加	A-C-B	(ケースA')	不用決定を発注者が判断し追加することから、受注者に任意性が無い
(26) 壁高欄を現場打ちからプレキャスト壁高欄に変更	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価がない
(27) ひび割れ注入工の追加(ひび割れ注入工と類似した既契約単価が無い場合)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価がない
(28) 交通規制工の規制種別の変更(警察協議により路肩規制から固定規制に変更)	A-C-D-E	(ケースA)	当該新単価と類似した既契約単価がない
(29) マルチング工の変更(シートマルチング(ロール) Type A→シートマルチング(ロール) Type C)	A-C-D-F-E	(ケースA)	主要材料等が異なる
(30) 耐震補強における炭素繊維巻立て工の目付量の変更	A-C-D-F-E	(ケースA)	主要材料等が異なる

新単価	運用解釈	備考
(31) プレキャストPC床版の製作・架設において、床版厚さ又は幅を変更	A-C-D-F-E (ケースA)	主要材料等が異なる
(32) 鉄筋の防錆仕様の変更（無塗布→エポキシ樹脂塗装）	A-C-D-F-E (ケースA)	主要材料等が異なる
(33) 切削オーバーレイ工の深さを変更（表層のみ t=4cm→表層及び基層 t=10cm）	A-C-D-F-E (ケースA)	主要材料等が異なる
(34) 塗替塗装における塗膜除去方法をエアブラストから塗膜剥離剤による除去に変更	A-C-D-F-H-E (ケースA)	主要施工機械が異なる
(35) コンクリートの断面修復工における左官工法による小断面の補修から吹付工法による大断面の補修に変更	A-C-D-F-H-E (ケースA)	主要施工機械が異なる
(36) 支承取替工の変更（ゴム支承の規格寸法の変更）	A-C-D-F-E (ケースA)	主要材料等が異なる
(37) 伸縮装置取替の変更（伸縮装置取替M1→伸縮装置取替M2）	A-C-D-F-E (ケースA)	主要材料等が異なる
(38) 深層部舗装打換工の深さを変更（上層路盤のみ t=9cm→上層路盤及び下層路盤 t=18cm） ※上層路盤、下層路盤の材料が同一の場合	A-C-D-F-H-I (ケースB)	表層、基層及び路盤ともに、主要材料等、主要施工機械は同一
(39) コンクリートの断面修復工におけるWJによるはつり深さの変更（5cm→10cm）	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械は同一
(40) 塗替塗装における塗膜剥離剤の塗布回数及び塗膜除去回数を変更	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械は同一
(41) RC連結ジョイント工の変更（施工場所及び施工時間帯の変更）	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械は同一
(42) コンクリートシール工の変更（t=10cm→t=5cm）	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械は同一
(43) マルチング工の変更（シートマルチング（ロール）Type A→シートマルチング（ロール）Type B）	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械は同一
(44) 交通保安要員の配置時間帯の変更	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要材料等、主要施工機械及び仮設資材は同一
(45) 交通規制工の規制時間帯の変更	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要仮設資材は同一
(46) 交通規制工の規制延長の変更	A-C-D-F-H-I (ケースB)	主要仮設資材は同一

※本判断事例は、標準的な事例であり、新単価を作成するにあたっては、各現場の状況により判断が必要である。

[新単価算出例-1 (参考)]

土取場A (客土掘削土砂A) を廃止して土取場B及び土取場Cに変更する場合の算出方法。

項目	純工事単価	準備工事単価	仮設工事単価	雑工事単価	安全費単価	合計
客土掘削土砂A	500.38	89.24	0	2.72	8.04	600.38

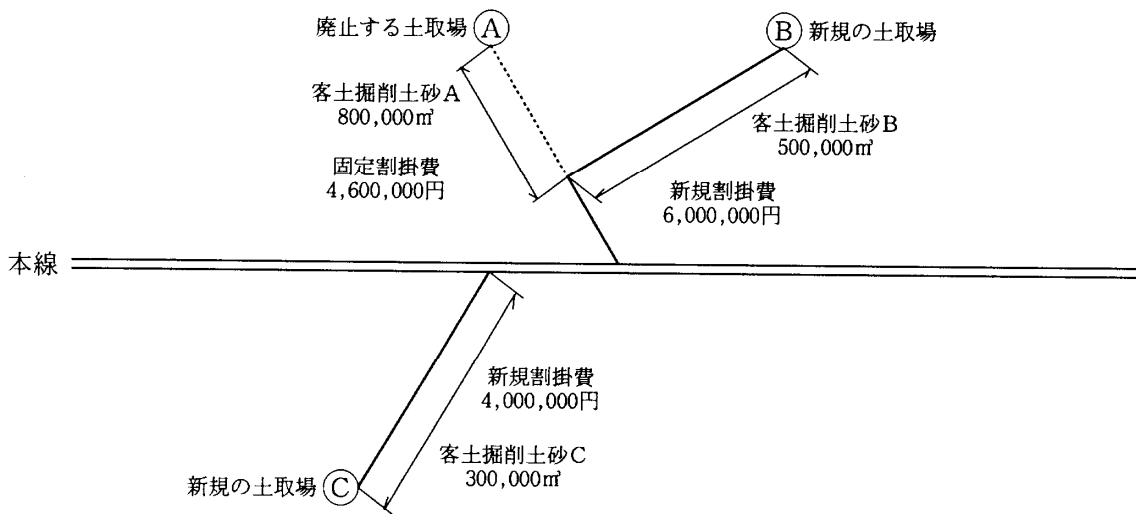
当初の割掛単価合計=100.00円/m³

C=0.956000

割掛費の内訳

全体割掛費=800,000 m³ × 100円/m³ = 80,000,000円

固定割掛費=4,600,000円



1) 固定割掛費の調整

新単価作成時の数量にて調整する。(-)4,600,000円/800,000 m³ = (-)5.75円/m³

① 客土掘削土砂Bの設計単価

種別	単価 (円/m ³)	摘要
純単価	550.72	土取場Bまでの搬土距離によって別途算出
従来の割掛単価	94.25	100-5.75=94.25
新規の割掛単価	12.00	6,000,000÷500,000=12.00
合計	656.97	
設計単価	628	656.97×0.956000

② 客土掘削土砂Cの設計単価

種別	単価 (円/m ³)	摘要
純単価	580.13	土取場Cまでの搬土距離によって別途算出
従来の割掛単価	94.25	100-5.75=94.25
新規の割掛単価	13.33	4,000,000÷300,000=13.33
合計	687.71	
設計単価	657	687.71×0.956000

2) 精算数量による調整

最終数量が確定した時には、当初契約数量 (又は、新単価作成時の数量) との増減を確認し、25%以上の増減があった場合には変更単価の対象として、「3. 変更単価」により調整するものとする。

[新単価算出例-2 (参考)]

土木共通仕様書第9-4 (3)の規定に基づいて発注者のPC工法等(例:フレシネー工法, PC鋼より線12-T12.4)を受注者のPC工法等(例:OSPA工法, PC鋼線33-φ7)に変更した場合の新単価の算出方法

①発注者のPC工法(フレシネー工法)による工事費

項目番号	項目	単位	数量	契約単価	金額
8-(1)	コンクリート				
	B1-1	m ³	453	19,000	8,607,000
	P3-2	m ³	9,372	20,000	187,440,000
8-(2)	型わく				
	B1 (φ900)	m	423	8,000	3,384,000
	B1 (φ1,000)	m	3,402	12,000	40,824,000
	P1	m ²	2,384	8,000	19,072,000
8-(3)	鉄筋				
	P	t	1,177	115,000	135,355,000
9-(1)	PC構造物の詳細設計	式	1		15,000,000
9-(2)	PC鋼材引張				
	PC鋼より線 (12-T12.4)	kg	287,196	900	258,476,400
11-(1)	支承				
	BP・A	kg	163,675	800	130,940,000
	合計				(A)=799,098,400

②受注者のPC工法(OSPA工法)による工事費

項目番号	項目	単位	数量	契約単価	金額
8-(1)	コンクリート				
	B1-1	m ³	453	19,000	8,607,000
	P3-2	m ³	9,372	20,000	187,440,000
8-(2)	型わく				
	B1 (φ900)	m	423	8,000	3,384,000
	B1 (φ1,000)	m	3,402	12,000	40,824,000
	P1	m ²	2,384	8,000	19,072,000
8-(3)	鉄筋				
	P	t	1,198	115,000	137,770,000
9-(1)	PC構造物の詳細設計	式	1		15,000,000
9-(2)	PC鋼材引張				
	PC鋼線 (33-φ7)	kg	326,880	(a)	326,880×(a)
11-(1)	支承				
	BP・A	kg	163,675	800	130,940,000
	合計				(B)=543,037,000 +326,880×(a)

ここで (A) ≧ (B) となるため

従って 799,098,400 ≧ 543,037,000 + 326,880 × (a)

$$\therefore (a) \text{円} \leq \frac{256,061,400}{326,880} \approx 783$$

[新単価算出例-3 (参考)]

発注者の円形水路 (現場打ち) を受注者の円形水路 (プレキャスト製品) に変更した場合の新単価の算出方法

① 発注者の円形水路 (現場打ち)

項目番号	項 目	単 位	数 量	契 約 単 価	金 額
5-(1)	用・排水溝 D s - S t ・ φ 4 0 0	m	240	17,000	4,080,000
	合 計				(A)=4,080,000

② 受注者の円形水路 (プレキャスト製品)

項目番号	項 目	単 位	数 量	契 約 単 価	金 額
5-(1)	用・排水溝 D s - S t ・ φ 4 0 0 (P)	m	240	(a)	240×(a)
	合 計				(B)= 240×(a)

$$\therefore (a) \text{円} \leq \frac{4,080,000}{240} \doteq 17,000$$

3. 変更単価

3-1 定義

変更単価とは、土木工事共通仕様書1-34-3に規定するとおり、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき監督員と受注者が協議し変更した単価をいう。

なお、実際に変更単価の協議の対象となる契約単価は、「固定割掛」を共有する単価項目であり、「固定割掛」または「変動割掛」の区別は、土木工事共通仕様書1-34-3に規定するとおり、「割掛対象表」に示さなければならない。なお、「割掛対象表」、「固定割掛」及び「変動割掛」の定義は、土木工事共通仕様書1-2(6)の規定のとおりである。

3-2 算出方法

変更単価は、当初契約数量の25%を越えた増減数量に対する固定割掛費を、変更後の設計数量で除して算出する。

(イ) 設計数量が25%を超えて増になった場合。(Q f > 1.25 Q₀)

$$\begin{aligned} P f &= \left\{ (P_1 - K) + \frac{1.25 K Q_0}{Q f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \\ &= P_0 - \left\{ \frac{K (Q f - 1.25 Q_0)}{Q f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \end{aligned}$$

(ロ) 設計数量が25%を超えて減になった場合。(Q f < 0.75 Q₀)

$$\begin{aligned} P f &= \left\{ (P_1 - K) + \frac{0.75 K Q_0}{Q f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \\ &= P_0 + \left\{ \frac{K (Q f - 0.75 Q_0)}{Q f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \end{aligned}$$

P f : 発注者の設計変更単価

P₀ : 当初契約単価

P₁ : 注者の当初設計単価

Q f : 共有している単価項目の変更後の合計設計数量

Q₀ : 共有している単価項目の当初契約の合計設計数量

K : 発注者の当初設計単価 (P₁) のうち固定割掛単価

[変更単価算出例 (参考)]

固定割掛費(工事用仮橋の費用)を共有している単価項目の合計設計数量が25%を超えて増となった場合。

共有している単価項目	当初契約数量	変更数量	増減率
道路掘削 土砂	20,000 m ³	30,000 m ³	150 %
軟岩	1,300	1,150	88
硬岩	3,500	4,950	141
客土掘削 土砂	1,800	1,100	61
軟岩	1,500	1,550	103
硬岩	1,200	1,200	100
合計	29,300	39,950	136

(固定割掛費を共有しているすべての契約単価を変更単価とする。)

発注者当初の設計単価	工事用仮橋割掛単価	300 円/ m ³
	道路掘削 土砂	1,100
	軟岩	1,400
	・	・
	・	・
当初契約単価	道路掘削 土砂	1,000
	軟岩	1,300
	・	・
	・	・

道路掘削 土砂

$$P f = 1,000 - \left\{ \frac{300 \times (39,950 - 1.25 \times 29,300)}{39,950} \right\} \times \frac{1,000}{1,100} = 977.3 \rightarrow 977 \text{ 円/ m}^3$$

(少数以下は切捨て)

道路掘削 軟岩

$$P f = 1,300 - \left\{ \frac{300 \times (39,950 - 1.25 \times 29,300)}{39,950} \right\} \times \frac{1,300}{1,400} = 1,276.8 \rightarrow 1,276 \text{ 円/ m}^3$$

(少数以下は切捨て)

以下、同様に「客土掘削 硬岩」までのすべての単価項目について、同様に変更単価を算出する。

[変更単価算出例 (参考)]

固定割掛 (工事用仮橋の割掛費用) を共有している単価項目の合計数量が25%を超えて減となった場合。

共有している単価項目	当初契約数量	変更数量	増減率
道路掘削 土砂	30,000 m ³	20,000 m ³	67%
軟岩	1,150	1,300	113
硬岩	4,950	3,500	71
客土掘削 土砂	1,100	1,800	163
軟岩	1,550	1,500	97
硬岩	1,200	1,200	100
合計	39,950	29,300	73

(割掛工事を共有しているすべての項目を変更単価とする。)

発注者当初の設計単価	工事用仮橋割掛単価	300円/m ³
	道路掘削 土砂	1,100
	軟岩	1,400
	・	・
	・	・
当初契約単価	道路掘削 土砂	1,000
	軟岩	1,300
	・	・
	・	・

道路掘削 土砂

$$P f = 1,000 + \left\{ \frac{300 \times (0.75 \times 39,950 - 29,300)}{29,300} \right\} \times \frac{1,000}{1,100} = 1,006.1 \rightarrow 1,006 \text{円/m}^3$$

(少数以下は切捨て)

道路掘削 軟岩

$$P f = 1,300 + \left\{ \frac{300 \times (0.75 \times 39,950 - 29,300)}{29,300} \right\} \times \frac{1,300}{1,400} = 1,306.2 \rightarrow 1,306 \text{円/m}^3$$

(少数以下は切捨て)

以下、同様に客土掘削 硬岩までのすべての項目について変更単価を算出する。

4. 諸経費

4-1 諸経費の変更

工事の諸経費の率は、諸経費を対象とした単価表の項目の合計金額が変動すると、それに伴って変動するため、契約変更に伴う諸経費の取扱いを土木工事共通仕様書 1-35 に規定している。ここでは、契約変更に伴う諸経費の具体的な算出方法について規定する。

契約変更（設計変更）における諸経費の額は、次式により算出する。

$$A' = B' \times C'$$

A' : 契約変更における諸経費の変更額

B' : 契約変更における諸経費対象額

C' : 契約変更における諸経費率

注1) B' は、次の和である。

・当初契約時の単価表の項目の単価の契約変更時の数量による合計金額

・新単価の契約変更時の数量による合計金額

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+r)} \times (1+r') - 1$$

C : 当初契約における諸経費率

r : 当初積算における諸経費率

$$r = \text{当初積算の諸経費額 (A0)} / \text{当初積算の諸経費対象額 (B0)}$$

r' : 契約変更における発注者積算要領による諸経費率

$$r' = \text{契約変更時の発注者積算要領による諸経費額 (A'0)} / \text{契約変更時の発注者積算の諸経費対象額 (B'0)}$$

注1) A'0 は B'0 を基に「発注時の」発注者積算要領により算出した諸経費額

注2) B'0 の算出は下記による

$$B'0 = A2' + A2''$$

A2' : 契約変更時の諸経費の対象となる単価表の項目のうち、当初契約単価項目の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2' = \text{当初契約時の単価表の項目の単価の契約変更時の数量による合計金額} \times \text{当初積算の諸経費対象額 (B0)} / \text{当初契約の諸経費対象額 (B)}$$

A2'' : 契約変更時の諸経費の対象とする単価表の項目のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A2'' = \Sigma (\text{新単価の最終契約額} \times 1 / \text{新単価協議率} \times 1 / \text{新単価算出に用いたC値})$$

$$\text{新単価協議率} = \text{新単価の契約単価} / \text{新単価の発注者設計単価}$$

留意点①: 橋梁上部工工事において、単価項目を設定して検測支払対象としている詳細設計は諸経費を含んだ契約単価であるが、この単価は諸経費対象額ではないため、契約単価の変更は行わない。

5. 工事の一時中止に伴う増加費用

監督員が工事の一時中止の指示を行った場合において、契約書第20条第3項の規定の規定に基づき、受注者の増加費用を発注者が負担する場合の増加費用の取扱いについては、「工事一時中止ガイドライン」の規定によるものとする。

6. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

6-1 適用範囲

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「スライド条項」という。）及び土木工事共通仕様書1-38の規定に係る手続きについて規定する。

なお、契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）及び第6項の規定（以下「インフレ条項」という。）に係る手続きは、関連する規程及び通達に基づき実施するものとする。

6-2 設計スライド額の算出

設計スライド額は、最終契約変更の数量が確定したときに、下記の式により算出する。

設計スライド額は、契約単価項目とし、諸経費対象額とする。

$$S = \sum S_n$$

- 1) 受注者より請求の場合 $S_n = (P_n - Q_n) - (Q_n \times 0.015)$
ただし、 $S_n \leq 0$ のとき $S_n = 0$
- 2) 発注者より請求の場合 $S_n = (P_n - Q_n) + (Q_n \times 0.015)$
ただし、 $S_n \geq 0$ のとき $S_n = 0$

ここで、

S : 設計スライド額の総額

S_n : 第n回目の設計スライド額

P_n : $P_n = \sum (N_n \times U_n)$, $P_{n-1} = \sum (N_{n-1} \times U_{n-1})$, …… $P_0 = \sum (N_0 \times U_0)$
: 第n-1回目のスライドが,

Q_n 1) 受注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

2) 発注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} + Q_{n-1} \times 0.015$

$Q_0 = 0$

$S_{n-1} = 0$ の場合、 $n-1 = n-2$ とし、 $S_{n-2} = 0$, $S_{n-3} = 0$, … の場合についても同様とする。

N_n : 第n回目のスライド基準日以降の残工事数量

U_n : 第n回目のスライド基準日における賃金又は物価を基礎として算出した修正単価

U_0 : 契約単価

【修正単価の算出】

① 修正単価 (U_n) は、下記の式により算出する。

$$U_n = U_0 \times (r_n / r_0) \text{ (円未満切り捨て)}$$

ここで、

U_0 : 契約単価

r_0 : 当初積算における設計単価

r_n : 第n回目のスライド基準日における賃金又は物価を基礎として算出した設計単価

② 上記①の「 r_n 」を算出する場合に適用される積算基準は、当初積算に適用した「土木工事積算要領」に規定された積算基準とする。

③ 土木工事共通仕様書(表1-3)「割掛対象表の項目に示す工事の内容」に規定する共通仮設費、準備工事費、仮設備工事費、雑工事費のうち、下記の項目以外の項目については修正単価の算出対象としない。この場合の修正単価は、当初積算における設計単価をそのまま使用して算出するものとする。

なお、固定割掛費に該当する工事を、スライド基準日に着手していないと確認できる場合は、この限りでない。

【共通仮設費】

- ・建設廃棄物処理費

【準備工事費】

- ・主桁製作用型わく費
- ・PC工事前仮設電力設備費
- ・工事用電力費

【雑工事費】

- ・のり面仕上げ費
- ・コンクリート寒中養生費
- ・火薬取扱い費
- ・目地材費
- ・橋面養生費
- ・小口型わく費
- ・コンクリート打継目チップング費
- ・インバート妻型わく費

- ④ 残工事数量の算出根拠として、スライド基準日の前月末における出来形確認検査に係る資料を整備しておくものとする。

7. 災害等に起因する工事費の負担

7-1 災害等に起因する工事費の負担額の算出

契約書第27条に規定する「臨機の設置」に要した費用、契約書第30条並びに共通仕様書1-37に規定する「不可抗力による損害」及び災害の復旧工事に要する費用の算出方法については、本社担当部署と協議するものとする。